

質 問 順 位	10	質 問 者	清 水 雅 人 議 員	
件 名	項 目	要 旨		メ モ
1. 税務行政	1. 市税滞納によるサービス制限について	1. 「滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限」の実施から10年。全36項目のうち、サービス制限の26年度実績は、上下水道料金の減額が8件、私立幼稚園就園奨励費補助金が14件、また放課後児童クラブ事業福祉料金の適用が1件、このうち私立幼稚園就園奨励費補助金については、滞納者の4分の3の方が納付の約束をして納付していただいていることから、64件の滞納があることが判明した。私立幼稚園就園奨励費補助金の28年度予算は、約6,400万円。 ①実績として交付総件数は何件か。②制限により交付しなかった金額はいくらか。		
		2. 水道料金の助成は、滝川市民福祉条例で、また下水道料金の減額は、下水道条例で、定められている。そして、用途は両方とも、家事用で、 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受ける者 (2) 70歳以上の単身者で、規則で定める要件に該当するもの (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子家庭又は父子家庭に属する者と規定され、規則で定める要件に該当するものとしています。 上下水道料金の減額を受けられなかった8件について、（1）から（3）それぞれ何件ずつか。		
		3. サービス制限された以上の3制度は、子育て世代がほとんどであり、若い世代に対して厳しい制度と言えるのではないか。		

質問順位	10	質問者	清水雅人議員	
件名	項目	要旨	メ	モ
		4. 市民生活に密接なサービスとして、高齢者福祉サービス（緊急通報システム、福祉除雪、福祉電話貸与、友愛訪問、食の自立支援）、市営住宅入居、住宅改修支援事業補助金があるが、前回の答弁では申請に対しての制限実態はわかったが、申請そのものをしない実態は不明だった。高齢者福祉サービスと市営住宅での申請前に断念する実態について把握しているか。		
2. 財政	1. 補助金対象団体に対する人件費補助について	1. 社会福祉協議会、体育協会、生涯学習振興協会、滝川国際交流協会、たきかわ観光協会に対して、人件費相当分の補助を行っている。 ①各団体への補助金額と対象役職と人数について。		
		2. この補助金は、かつて市職員が出向していたが、出向できなくなったので補助金に変えた経過がある。 ①主な経緯について何う。②人件費積算の基本的考えは。③人件費補助金額と実際の賃金を検証しているのか。		
	2. 指定管理代行負担金での人件費積算について	1. かつて、市の施設は管理運営を委託していたが、法改正で、直営か指定管理を選択することとなった。①文化センター・たきかわホール（2014年度決算4,172万円）、体育施設の指定管理代行負担金（5,667万円）、西町デイサービスセンター（7,042万円）の人件費積算額またその割合はどのくらいか。②人件費積算の基本的考えは。③人件費積算額と実際の賃金を検証しているか。		

質問順位	10	質問者	清水雅人議員	
件名	項目	要旨	メ	モ
	3. 業務委託での人件費積算	1. 主に、かつて市職員が直接行っていた業務が対象。道路・公園・下水道の維持管理、一般廃棄物収集運搬、直営施設の設備保守管理・清掃・警備、市立病院の医事業務など多数ある。①市立病院医事業務委託の人件費積算の根拠について伺う。②市立病院の医事業務委託（予算額9,943万円）の人件費及び市職員・臨時職員が行っていた人件費との比較はどのくらいか。③その人件費積算額と実際の賃金を検証しているか。		
	4. 積算のルール化について	1. 地域の人口減少を防ぎ、子育て世代の収入を上げるなど、国と地方の最大の課題を実現していくうえで、公契約での人件費積算分が高い割合で賃金に転嫁されることが求められている。労働基準法と最低賃金法が守られていれば良いと受け取れるような考え方では、市の支出の適正さが問われる。賃金実態との乖離が激しいことがわかれば、予定価格を大幅に下げるとか、仕様書に賃金に関する項目を設け契約の主要条件であることを示す必要があるのではないかな。		
	5. 介護、保育の人件費増政策の状況	1. 賃金増額のための介護報酬増、保育士給与増のための保育単価の引き上げが行われた。市内の検証はしているか。		
	6. 最低賃金増加と波及効果について	1. 最低賃金の引き上げがあった場合は、市のさまざまな人件費を見直すなど反映させているか。		

質問順位	10	質問者	清水雅人議員	
件名	項目	要旨	メ	モ
	7. 貸室料金について	1. かつて、一定の団体が使用する場合、1/2や全額を減免していた。 ①減免がなくなった主な経緯について。②現在は、市や教育委員会 が業務として直接使用する場合に無料で使用しているが、それ以外 の減免の実態について（たきかわホール条例の市長が別に定める基 準による減免など）		
		2. 団体に対する事業費補助等で、貸室相当分を積算し補助している ものはあるのか、あるとすれば積算の考え方について伺う。		
3. 市民生活行政	1. 一般廃棄物収集運搬委託業者 による組合化について	1. 業者が組合を作るのは自由だが、4万2千人のまちで、これまで 数十年にわたり委託してきた企業が組合を結成して組合として入 札に参加するとすれば①入札が事実上無競争になり価格競争がな くなる点で大問題ではないか。②市が入札要綱で参加資格を、個別 法人に限定することも検討が必要ではないか。		
		2. 道路維持管理、除排雪、排雪ダンプなどが組合化され、事実上無 競争、独占状態になっている。仮に、一般廃棄物収集運搬委託業者 が組合として入札に参加し、事実上の無競争状態になった場合は、 発注者の選択権が事実上奪われ、価格競争が事実上消滅する。その 場合、契約期間を5年でなく1年の最小期間とすべきではないか。		

質問順位	10	質問者	清水雅人議員	
件名	項目	要旨	メ	モ
		3. 私の試算によると、1人平均400万円以上の人件費積算で、95%以上の落札。これに対し給与が250万円前後では他の発注とのバランスを著しく欠くと言わざるを得ない。仕様書には、「従業員の氏名・年齢・経歴等を記載した書類」「変更を生じた場合の書類」の提出を義務付けている。①正規社員か非正規社員かの区別を記入することが求められる社会情勢の変化があるのではないか。		
4. 市営住宅	1. 市営住宅の修繕について	1. 床、壁、畳の耐用年数は何年か。また耐用年数を過ぎて30年～40年経過し、かつ経年劣化と認められるものについて、取り換えや修繕、一部取り換えについて、市と入居者の責任区分について、基本的な考え方を伺う。国交省の賃貸住宅現状回復ガイドラインを指針にしているのか。		
	2. 指定管理化について	1. 条例が改正された後、指定管理の基準・業務範囲などが検討されている。6月2日開催の経済建設常任委員会では、8月開催予定の同常任委員会に報告し、9月1日から公募したいとのことだった。市民や入居者からの意見募集もそれまではしないとのことだった。これでは、2,000戸にのぼる市営住宅の維持管理、入居者対応、個人情報保護、事務所の利便性、発注の公平性や金額の低下への懸念などに対する意見を聴く期間もなく、公募に進むことになる。市民と議会を軽視した進め方ではないか。		
		2. 建設後40年前後が経過しているブロック構造の市営住宅は、国交省の賃貸住宅現状回復ガイドラインでは、判断できないような老朽箇所があり、入居年数も長い方が多く、これからの入居者対応はますます複雑になると思われる。指定管理対象から除外すべきではないか。		

質問順位	10	質問者	清水雅人 議員		
件名	項目	要旨	メ	モ	
		3. 江部乙地域でも、空き待ち登録等ができるようにすべきではないか。			
		4. 指定管理者の窓口は、公共交通機関の利用しやすい、他の用事のついでに訪れることができるような市役所、市立病院エリアに設置することを仕様書に記載すべきではないか。			
		5. 指定管理代行負担金のほとんどが、指定管理者が施工できない修繕業務になれば、再委託がほとんどになる。その場合、指定管理や委託業務として問題はないのか。また、現在の発注より、価格低下と発注先が大きく変わることが懸念される。価格・発注先の報告を義務付け、透明性を確保すべきではないか。			
5. 学校教育	1. 中学校教員の過酷な勤務について	1. 中学校の部活動顧問教員の実働時間の把握について、2015年3月の第1予算審査特別委員会で、「休日の部活動につきましても校長に各担当者が報告する形で学校では把握しています。」「正月3日しか部活動は休みにしないという先生もいますし、顧問複数体制の中でうまく回している部活、先生方もいます」との答弁でした。教員のうち部活動顧問になっている人数の割合は。また、「全員顧問になってもらいます」のような表現を管理職がしている実態はないか。また、あまりの長時間拘束により、授業準備に支障が出たり、精神的に追いつめられる教員が少なくないと言われている。部活動に関わる時間調査を行うべきではないか。			

質 問 順 位	10	質 問 者	清 水 雅 人 議 員	
件 名		項 目	要 旨	メ モ
			2. 部活動顧問は、仕事として行っているのか、ボランティアとして行っているのかなど、法的にはどちらの立場か。	
			3. 中学校の部活動で、練習や大会出場などで、教員が立ち合わない、または参加しない事例はあるのか。また、学校教育として、制度上、教員以外の人・団体に、指導、安全管理、大会出場の引率などを委託することは可能か。	